

## 総合相談窓口（ブランチ）の休止について

平成 31 年 3 月 12 日

- ・友渕ブランチ（都島区北部圏域）の受託法人である社会福祉法人都島友の会より、都島区北部地域包括支援センターを運営する社会福祉法人隆生福祉会へ、平成 31 年 4 月 1 日以降の総合相談窓口（ブランチ）業務の受託辞退についての申出書が提出される。
- ・申出書に記載された受託辞退の理由：人事異動に伴い、ブランチ事業の継続が困難なため。

平成 31 年 4 月 1 日

- ・当課へ総合相談窓口（ブランチ）業務引継完了確認書が提出され、都島友の会から都島区北部地域包括支援センターへの総合相談窓口（ブランチ）業務が引継がれたことを確認。

令和元年 5 月 20 日

### 都島区地域包括支援センター運営協議会開催

- ・友渕ブランチ休止に至る経過が報告される。
- ・総合相談窓口業務（ブランチ）は都島区北部地域包括支援センターに引継がれていること、かつ、都島友の会として在宅介護支援センターの機能は従前どおり継続されているため、ブランチ休止による混乱は生じていない。
- ・現時点で、区運営協議会としては、新たなブランチを設置しないことを確認。